

生産者用

安心いちばんおおいた産 農産物認証制度申請マニュアル

2016年5月(ver2.0)

大分県農林水産部地域農業振興課

目次

1 はじめに	1
2 安心いちばんおおいた産農産物認証制度とは？	1
3 認証要件	2
4 認証のスケジュール	3
5 具体的な手続き	6
【1年目の手続：登録・認証】	
①生産登録手続き	6
②現地検査を受けるには	7
③要件1：生産履歴の管理（現地検査）	8
④要件2：農産物安全チェック（現地検査）	8
⑤減化学合成農薬・減化学肥料栽培（現地検査）	9
⑥要件3：残留農薬自主検査	10
⑦認証申請	11
【2・3年目の手続：更新】	
⑧更新手続き	12
6 提出書類一覧	13
7 Q&A	14



はじめに

「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」は、毎日口にいっている農産物が「安心であることをいちばん大事にしたい」という思いから生まれました。

大分県独自の安全性基準に基づいて栽培された農産物は、「安心いちばん農産物」として大分県が認証し、安心の「認め印」である認証マークをつけて、消費者の皆様に届けられます。

ぜひ、あなたの「安心」を形にしてみませんか。



「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」とは？

安全・安心な取組を認証するために、県独自の3つの要件 ①生産履歴の整備、②農産物安全チェック、③残留農薬自主検査を満たす取組や、更に化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減する取組を認証機関が認証し、認証マークを表示して販売する制度です。

認証対象農産物

県内で栽培される野菜、果実及び穀類、豆類、茶類の乾燥調整したものを対象にしています。

認証期間

3年間（ただし、毎年更新手続が必要です）

認証費用

登録・審査費用は無料ですが、残留農薬自主検査やシール等の印刷にかかる費用は自己負担となります。

認証要件

認証要件

認証のためには、以下の3つの要件を満たして頂く必要があります。
(詳しくは8, 10ページへ)

①生産履歴の管理	農薬、肥料の使用状況(使用日、種類、量、回数など)を記載し、保管します。
②農産物安全チェック	県独自の食の安全に関わる項目についてチェック・改善を行います。 (水質、農薬の適正な使用、衛生環境など)
③残留農薬自主検査	県が定める検査基準に沿って、出荷前に残留農薬成分の分析を行います。

任意の取組

上記認証要件を満たした上で、追加的に取組む項目です。
(詳しくは9ページへ)

減化学合成農薬・ 減化学肥料栽培	県が定める基準により、5割および10割削減します。
---------------------	---------------------------

認証区分

認証区分には、以下の3つがあります。

基礎区分	3つの認証要件を満たした区分
5割減区分	3つの認証要件を満たし、さらに化学合成農薬や化学肥料の使用量を5割以上減らして栽培された区分
10割減区分	3つの認証要件を満たし、さらに化学合成農薬や化学肥料を栽培期間中使用せず栽培された区分

認証のスケジュール

1. 生産登録

認証は、認証審議会に生産登録の申請をすることからスタートします。



2. 栽培

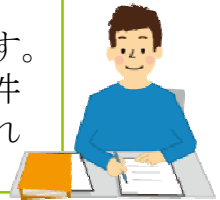
生産登録の内容が認証審議会により認められたら、認証要件に基づいて栽培を行います。栽培期間中に、①生産履歴の整備、②農産物安全チェックの実施状況について、検査員による「現地検査」を受けます。

また、残留農薬自主検査についても、基準にもとづき実施します。



3. 認証手続き

栽培が終わったら、農産物の出荷前に認証申請を行います。認証要件や栽培基準を満たしているかどうか審査され、要件をクリアしていれば「安心いちばん農産物」として認証されます。



4. 販売

農産物に認証マークを貼って販売します。

認証者には個別に認証番号が割り当てられ、認証マークに表示されたバーコードから農産物の生産情報を見ることができます。



その場で最新情報を
チェック可能
認定生産者の顔や栽培方
法が見えるシステム

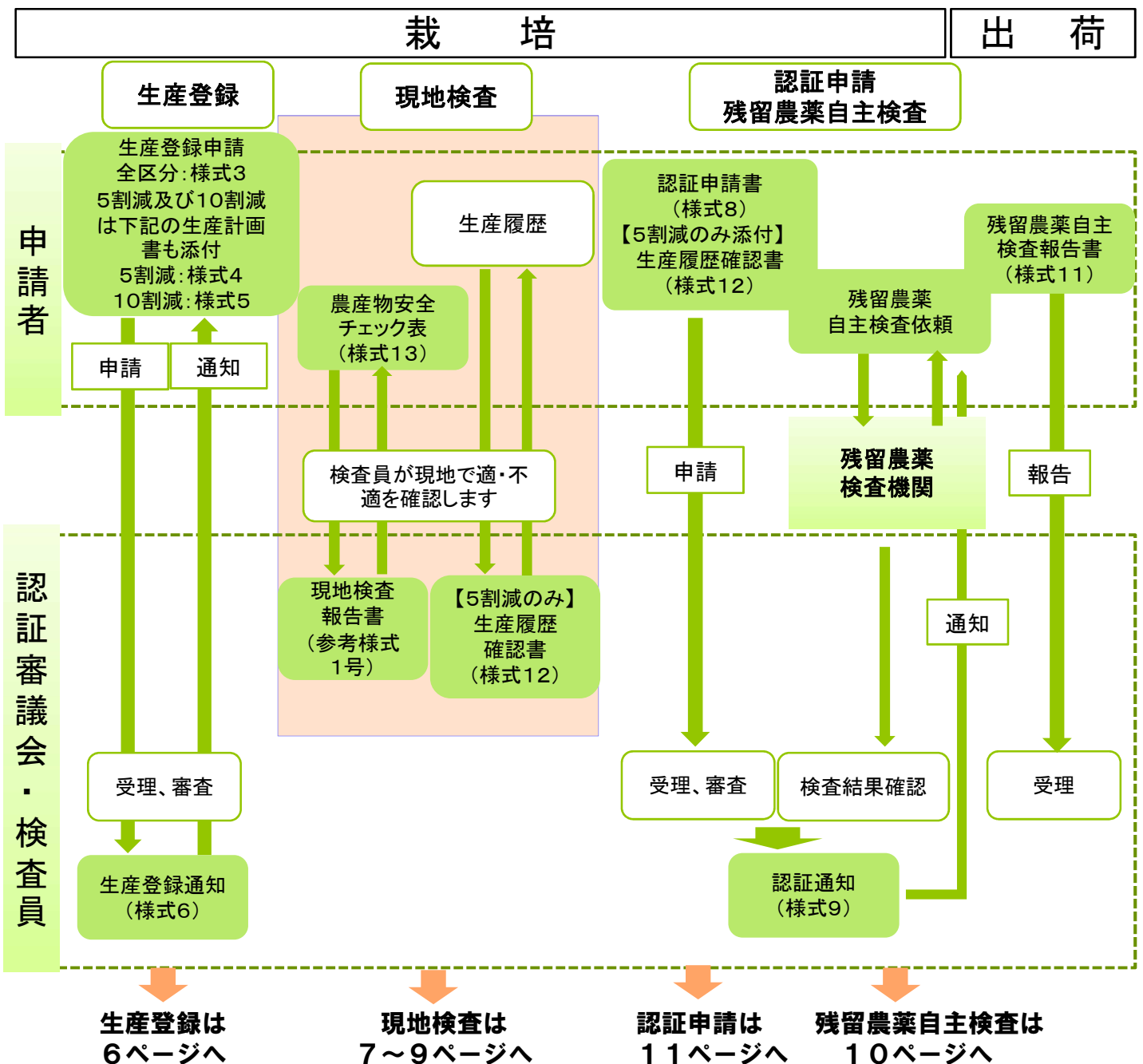
取組内容が一目でわかる
説明書きで消費者にPR



認証のスケジュール② 書類・検査の流れ（1年目）

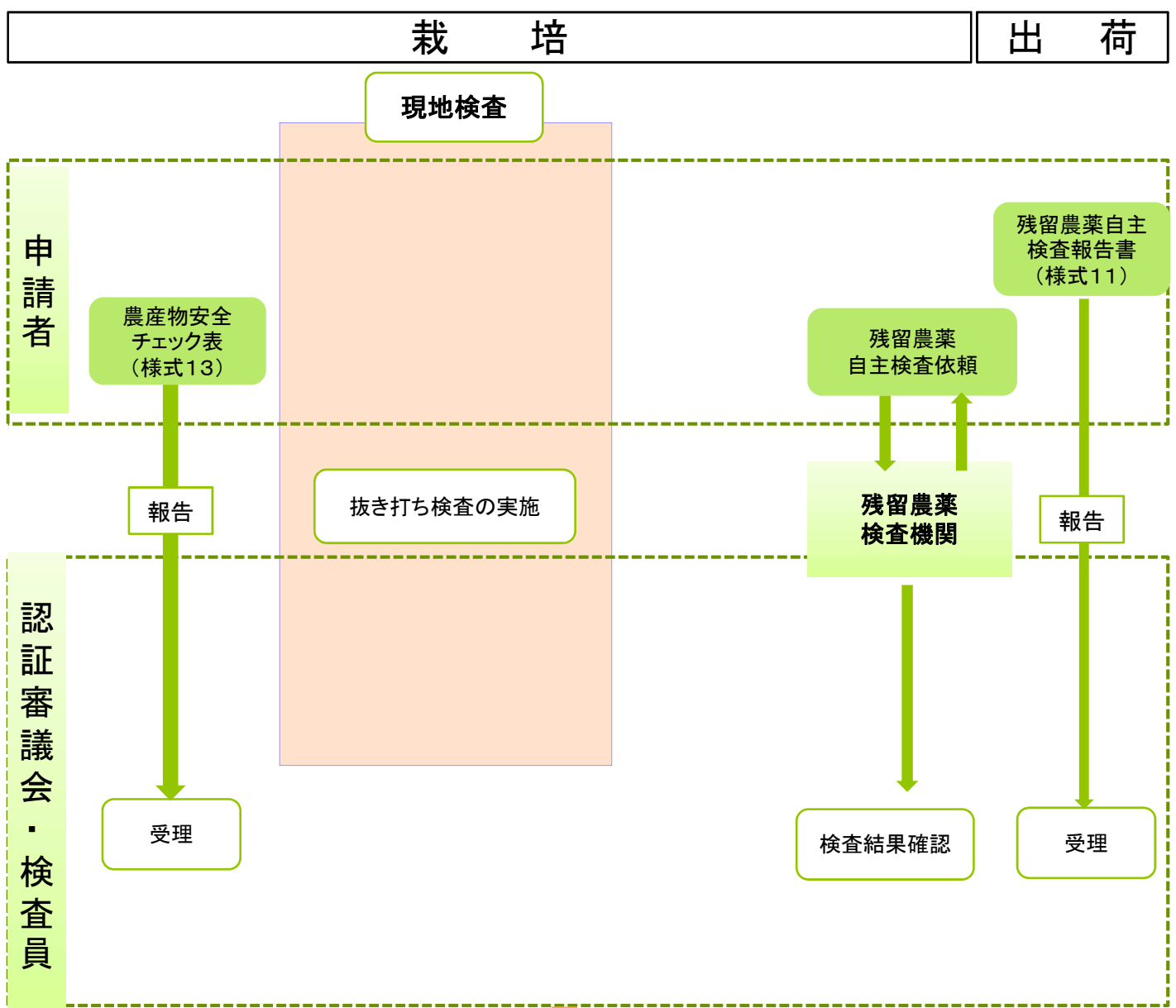
認証の期間は3年間です。認証1年目には、生産登録、現地検査（生産履歴の整備、農産物安全チェック、減化学合成農薬・減化学肥料栽培）、残留農薬自主検査、認証申請の手続が必要になります。

※JGAP,GLOBAL G.A.P、有機JAS認証を取得されている方は、手続きの一部が省略されます。



認証のスケジュール③ 書類・検査の流れ（2，3年目）

2・3年目には、農産物安全チェックの自己チェック・提出と、残留農薬自主検査の実施が必要になります。



更新手続きについては 12ページへ

具体的な手続き

認証要綱や申請に必要な書類の様式等は、こちらのHPでダウンロードすることができます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/anshin.html>

または

<http://anshin-ichiban.jp/>

また、書類のご提出は、下記あてに郵送または持参して下さい。

【安心いちばん農産物認証審議会事務局】

大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班宛

大分市大手町3-1-1（大分県庁本館9階）

TEL：097-506-3661

具体的な手続き ①生産登録手続き

認証を受けたい生産者の方は、生産登録申請書（様式第3号）をご提出下さい。5割減及び10割減区分への申請の場合は生産計画書（様式4号または様式5号）を添付して下さい。

*生産登録申請書（様式第3号）の内容は、認証審議会のHPに掲載されます。ご注意下さい。

【提出期限】

出荷希望日の3カ月前まで

*出荷希望日は、出荷の途中の日でもかまいません。

【提出が終わったら】

審議会に書類が受理されると、登録番号が記載された「生産登録通知書」が送られてきます。また、電子メールにて「認証マーク」、「2次元バーコード」の電子ファイルが送付されます。

現地確認を受けるための準備（7～9ページ）や、表示・印刷の準備等を行って下さい。

*表示・印刷は、上記ファイルをもとに、申請者ご自身で行って頂きます。認証マーク使用要領やマーク使用マニュアルを参考に、適切な表示を行って下さい。

具体的な手続き ②現地検査を受けるには

生産登録が終わると、申請者のほ場や事務所等へ検査員が訪問し、現地検査が行われます。

現地検査の内容は、生産履歴の管理（8ページ）、農産物安全チェック（8ページ）、減化学合成農薬・減化学肥料栽培（任意の取組：9ページ）が適切に行われているかどうかです。

現地検査は栽培期間中に行われますが、検査時期になると、認証審議会事務局または検査員から検査日程についての連絡がありますのでご対応下さい。

【検査の際に準備するもの】

生産履歴（原本またはコピー）

農産物安全チェック表（様式第13号）を事前にチェックし、記入したもの

※その他、必要に応じて農薬の管理簿、生産計画書等を見せて頂く場合があります。

【現地検査が終わったら】

検査員から、

- ・ **現地検査報告書（参考様式1号）**
- ・ **生産履歴確認書（様式第12号）*5割減のみ**

が発行されます。

認証申請の際に、添付して提出して下さい。

もし、現地検査時に、認証に不適な事項があった場合は、認証申請の前（更新の場合は、現地検査から1ヶ月後）までに改善が必要です。

検査員の指示通りに改善されたかどうか、再度現地の状況を確認させていただきます。

具体的な手続き ③生産履歴の管理（現地検査）

農薬・肥料の使用状況を記入・保管をし、必要に応じて検査員にすぐに関示できるように準備して下さい。

記入する様式は特に決められていませんが、参考様式2号などをご活用下さい。

【記入する項目】

農薬：散布日、散布場所、農薬名、使用倍率、使用量

肥料：施肥日、施肥場所、肥料名、使用量

※生産履歴の確認については、団体申請などで現地での確認が困難な場合、別途書類の確認により行われる場合があります。その場合は、履歴のコピーの提出等をお願いする場合があります。ご了承下さい。

具体的な手続き ④農産物安全チェック（現地検査）

農産物安全チェック表（様式第13号）に沿って自己チェックを行って下さい。チェックの時は、参考資料1「実施ポイント」をよく見て実施しましょう。

【事前のチェックと改善】

項目ごとに

「適合」・・・実行できている

「不適合」・・・実行できていない

「該当外」・・・あてはまらない

にチェックし、「不適合」だった項目は実行できるまで改善しましょう。

チェックが終わった農産物安全チェック表（様式第13号）はそのまま保管し、現地検査の時に検査員に提示して下さい。

（更新の場合はそのままご提出下さい。）

具体的な手続き ⑤減化学合成農薬・減化学肥料栽培 (現地検査)

減化学合成農薬・減化学肥料栽培は、5割減区分・10割減区分に申請するための任意の取組です。3つの認証要件（生産履歴の整備、農産物安全チェック、残留農薬自主検査）を必ず実施した上で取り組んで下さい。

県が定める栽培基準に基づき、化学合成農薬の使用成分回数と化学肥料の窒素分量を、県の慣行基準より5割以上削減するか、栽培期間中使用せずに栽培します。

化学合成農薬使用成分回数について

殺虫剤 ○○○○ △△粒剤 1kg
【成分】 ■■ 3.0% ×× 2.0%
【性状】 類白色細粒
【適用病害虫と使い方】
……略……

使用した農薬ラベルの「成分」に記載してある成分の数をカウントして下さい。
1つの農薬でも2つ以上の成分がある場合があります。

化学肥料の窒素分量について

主要な成分の含有量等
窒素全量 10%
りん酸全量 8%
加里全量 8%

使用した肥料袋の「窒素全量%」に、肥料使用量を掛け合わせたものが窒素分量です。ただし有機肥料成分を含むものは、その割合を差し引いて計算します。

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）の別表1の肥料と別表2の農薬についてはカウント外です。

（参考：農水省HP）http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

【栽培上の留意点について】

栽培の際は、対象ほ場の区別、遺伝子組み替え技術を使用しない種子・種苗の入手、土づくり、農薬だけに頼らない総合的防除、他の農産物との混入防止等に留意する必要があります。

「安心いちばんおおいた産農産物減化学肥料・減化学合成農薬栽培基準」をよく読み、適正な栽培に努めて下さい。

【現地検査後の変更について】

栽培の状況については、生産履歴の確認時（現地検査または提出）に併せて検査員が確認します。

確認の後、化学合成農薬や化学肥料の使用が増加する変更があった場合は、栽培が終了した時点で速やかに審議会事務局あてに生産履歴のコピーを提出して下さい。

具体的な手続き ⑥ 残留農薬自主検査

残留農薬自主検査は、残留農薬自主検査基準（実施要領別紙1）に沿って行って下さい。

1検査あたりの分析点数と、年間の検査回数は、申請者の人数と品目によって異なります。年間複数回検査をする場合は、検査が終了する度に検査結果の提出が必要ですのでご注意下さい。なお、検査費用は申請者ご自身の負担となります。

また、出荷前検査については、できるだけ出荷直前のものを検査してください。ただし、出荷前検査が終了しなければ認証ができませんので、検査にかかる日数等を留意し、計画的に手続きを行って下さい。

【残留農薬分析内容】

残留農薬自主検査は、100成分以上の一斉分析を基本とします。
検査試料の重量や送付方法等は、分析機関へご相談下さい。

【分析機関】

◆一般の申請者の方

大分県薬剤師会検査センター（検査内容は、100Aセットになります）
〒870-0855 大分県大分市大字豊饒464-1 TEL:097-544-4400
<http://www.oitakensa.jp/>

◆JA生産部会等の方（米・茶を除く）

※JAで米・茶を生産されている方は、JAのご担当にご相談下さい。

JA全農おおいた営農支援検査センター

〒870-0844 大分市大字古国府1220番地 TEL：(097)544-8499

<http://www.ot.zennoh.or.jp/zennoh-oita-engei/chemicals.html>

※その他の分析機関での分析も可能ですが、100成分以上の分析をお願い致します。

※スムーズな手続きのため、検査結果の速報を分析機関から事前に報告頂くことがありますのでご了承下さい。

【検査が終わったら】

分析機関より検査結果が届いたら、残留農薬自主検査報告書（様式11）を速やかに審議会事務局へご提出下さい（検査毎に必要です）。

具体的な手続き ⑦ 認証申請

認証のための最後の手続きは、認証申請書（様式第8号）の提出になります。認証審議会事務局あて郵送または持参して下さい。

審査に時間が必要ですので、期日に余裕をもって申請して下さい。

【提出書類】

認証申請書に、以下の書類を添付して下さい。

安心いちばんおおいた産農産物現地検査報告書（参考様式1号）

生産履歴確認書（様式第12号）＊5割減のみ

残留農薬自主検査報告書（様式第11号）

※参考様式1号及び様式第12号は、現地検査後に検査員が発行します。

また、残留農薬検査の速報を審議会が確認できる場合は、検査予定日を記入の上、様式第11号を後日提出することも可能です。

【提出が終わったら】

審査が終わり、認証されると「認証通知書」が送付され、それをもって認証となります。

認証の期間は、認証の日から3年間ですが、1年及び2年経過する毎に更新の手続き（詳しくは12ページ）が必要となりますのでご注意ください。

具体的な手続き ⑦更新手続き

認証の更新を行うためには、以下の手続きを行って下さい。手続きが適切に行われない場合は、指示、認証の一時停止等の措置がとられる場合があります。

【農産物安全チェック表の提出】

認証日から1年及び2年経過する日の1カ月前までに、農産物安全チェック表（様式第13号）を認証審議会事務局あて郵送または持参して下さい。

農産物安全チェックについては8ページを参照して下さい。

【残留農薬自主検査の実施と報告書の提出】

残留農薬自主検査基準に沿って残留農薬検査を行い、検査が終わる度に、速やかに残留農薬自主検査報告書（様式第11号）を認証審議会事務局あて郵送または持参して下さい。

残留農薬自主検査については10ページを参照して下さい。

【現地検査への対応】

更新手続きの際は、検査員による現地検査は義務ではありません。ただし、審議会が定めた基準に基づき、抜き打ちの抽出検査が行われます。審議会より検査についての連絡があった場合は、現地検査にご対応下さい。

現地検査の受け方については7ページを参照して下さい。

提出書類一覧

【1年目：登録・認証】

項目	準備・提出時期	提出書類	作成者
生産登録	出荷希望日の3カ月前	生産登録申請書（様式3）＊全区分 5割減：生産計画書（様式4） 10割減：生産計画書（様式5）	申請者
現地検査	現地検査までに準備	生産履歴（参考様式2）	
		農産物安全チェック表 （様式13）	
認証申請	出荷希望日までに提出	認証申請書（様式8）	検査員
		生産履歴確認書（様式12）	
		安心いちばんおおいた産農産物現地 検査報告書 （参考様式1）	
残留農薬自主検査	出荷希望日までに提出 ただし、審議会が速報を確認できる場合は出荷後で可	残留農薬自主検査報告書 （様式11）	申請者
栽培終了後		生産履歴（参考様式2号）の写 【5割・10割減区分で、現地検査以降変更があった場合のみ】	

【2・3年目：更新】

項目	準備・提出時期	提出書類	作成者
更新手続き	認証日から1年または2年経過する1カ月前まで	農産物安全チェック表 （様式13）	申請者
	検査毎に速やかに提出	残留農薬自主検査報告書 （様式11）	
※現地検査	現地検査までに準備	生産履歴（参考様式2）	

※現地検査については、審議会の基準に基づき抜き打ちで実施されるため、検査がない場合もあります。

Q & A

【各区分共通】

H28年 5月現在

Q1. 複数の品目で取組みたい時は？

A. 複数の品目で取り組む場合は、品目毎に申請が必要です。また、残留農薬自主検査についても品目毎に行う必要があります。

Q2. 団体に申請する場合は、何か条件が必要ですか？

A. 団体の規約等は不要ですが、同一品目を栽培しており、また事務局が存在する等団体として統率が取られていて、審議会からの指示等があった際に速やかに対応できることが必要です。

Q3. 表示の際に使用する認証（登録）番号や2次元バーコードは、認証期間の3年間を過ぎると、別の番号とバーコードに変更するの？

A. 一度発行した認証（登録）番号とバーコードは、認証者固有のものとなります。そのため、再認証の際も変更はなく、同じものがご使用頂けます。

Q4. HPに掲載する内容はどんなもの？

A. HPに掲載される内容は、生産登録申請書（様式3号）で記入して頂く「氏名または団体名」「所在地市町村名」「品目」「栽培面積」「出荷予定期間」「認証区分」「メッセージ」「団体構成員名簿」および、別途報告して頂く「残留農薬検査結果」になります。内容に変更があった場合や、残留農薬検査結果が追加になった場合等は、随時情報が更新されます。また、それ以外にも写真、HPアドレス、生産履歴等もご希望があれば掲載可能です。

Q5. 認証の途中で団体の構成員を追加したい場合は？

A. 速やかに認証変更申請書（様式10）を提出して下さい。審議会により、追加される構成員の書類審査および現地検査が終了するまでは、その構成員の方を追加することはできません。

Q6. J-GAPまたはGLOBAL G. A. Pの認証を取得している場合の手続きは？

A. 認証要件の1つである農産物安全チェックの実施を省略し、認証申請時の認定証写しの提出に換えることができます。ただし、他の2要件、生産履歴の管理、残留農薬検査は実施して下さい。

Q7. 有機JAS認証を取得している場合の手続きは？

A. 認証要件の1つである生産履歴の確認を省略し、認証申請時の認定証写しの提出に換えることができます。ただし、他の2要件、農産物安全チェック、残留農薬検査は実施して下さい。この場合は「基礎区分」または「10割減区分」のどちらかを選択可能です。

【5割減区分・10割減区分について】

Q8. 5割減・10割減区分に取り組んだ場合、表示はどうか？

A. 認証マークは基礎区分と同じものを使用しますが、表示の際の説明書きにそれぞれ追記して頂きます。

Q9. 現地検査の後で農薬や肥料を散布し、5割減基準、10割減基準を超えてしまったら？

A. 5割減区分および10割減区分における認証は不可となりますので、直ちに表示を取りやめて下さい。ただし、基礎区分の要件は満たしているため、基礎区分の表示を行うことは可能です。

また、もし5割減基準、10割減基準を超えなかった場合でも、検査員による検査の後で農薬や肥料を散布した場合は、栽培終了後に栽培履歴の写しを提出して頂くことになっています。

Q10. いちご高設栽培、もみから耕栽培、ロックウール耕栽培の取扱は？

A. 養液栽培の対象となります。